# さいたま市トンネル長寿命化計画



令和 4 年 8 月 さいたま市

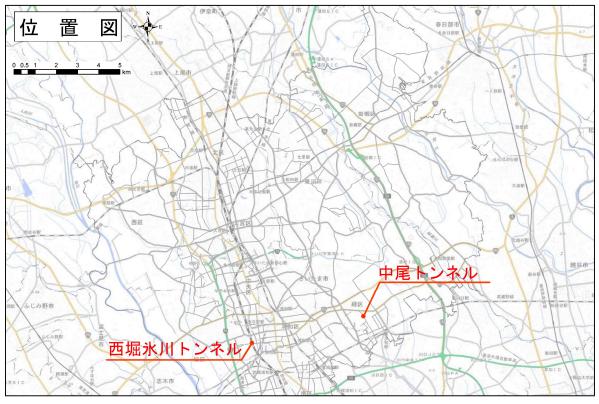
### 1. 現状

さいたま市が管理するトンネルは、西堀氷川トンネルと中尾トンネルの2本あります。

定期点検の結果、建設後 24 年を経過する中尾トンネルは、老朽化の進行により「予防保全の観点から計画的に対策を必要とする状態」であることが確認されました。

さいたま市では、将来にわたり安全・安心な道路ネットワークを確保するため、施設の損傷状況を定期的に把握し、安全性等が著しく低下する前に修繕を実施する『予防保全型』に移行するとともに、持続可能で効率的な維持管理を図ることを目的として、トンネルの長寿命化修繕計画を策定致します。

No.	名 称	路線名	延長(m)	建設年	経過年数(R4.4.1 現在)		
1	西堀氷川トンネル 市道 C-139 号線		158.2	H27	7年		
2	中尾トンネル	市道 M-658 号線	177.0	H10	24 年		





西堀氷川トンネル (桜区)



中尾トンネル(緑区)

# 2. 管理方法

# 2-1. 点検方法

点検方法は、道路トンネル定期点検要領(平成31年3月 国土交通省 道路局 国道・技術課)に基づき、定期点検を実施します。

#### (1) 点検の頻度

点検の頻度は定期的(5年に1回)に継続して実施します。

#### (2) 点検の方法

高所作業車等を使い、近接目視、打音検査、触診検査等を実施します。



高所作業車を使用した近接目視点検 (西堀氷川トンネル)



点検用ハンマーを用いた打音調査 (中尾トンネル)

#### 2-2. 健全性の判断

点検で把握したひび割れ、漏水等の変状ごとに「対策区分の判定」を行い、その判定結果に基づき「健 全性の診断」を行い修繕の可否を判断します。

本計画では「予防保全の観点から計画的に対策を必要とする状態」である、対策区分の判定「IIa」より上位の区分を修繕が必要であるとして、修繕計画を策定します。

#### 【対策区分の判定】

区分		状 態
I		利用者に対して影響が及ぶ可能性がないため、措置を必要としない状態
II	II b	将来的に、利用者に対して影響が及ぶ可能性があるため、監視を必要とする状態
	II a	将来的に、利用者に対して影響が及ぶ可能性があるため、重点的な監視を行い、予防保全の観点から計画的に対策を必要とする状態
III		早晩,利用者に対して影響が及ぶ可能性が高いため,早期に対策を講じる必要がある状態
IV		利用者に対して影響が及ぶ可能性が高いため、緊急に対策を講じる必要がある状態

※道路トンネル定期点検要領(平成31年3月 国土交通省 道路局 国道・技術課)

#### 【健全性の診断】

区分		状態				
I	健全	道路トンネルの機能に支障が生じていない状態				
II	予防保全段階	道路トンネルの機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置 を講ずることが望ましい状態				
III	早期措置段階	道路トンネルの機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態				
IV	緊急措置段階	道路トンネルの機能に支障が生じている,又は生じる可能性が著しく高く,緊急に措置を講ずべき状態				

※道路トンネル定期点検要領(平成31年3月 国土交通省 道路局 国道・技術課)

# 2-3. 点検結果

健全性の診断結果は、いずれのトンネルもIIの予防保全段階でした。

対策区分の判定は、西堀氷川トンネルは II b のため、定期点検による監視を行い、中尾トンネルは II a のため、計画的な対策を実施します。

No.	名称	最新判定年度		健全性の診断	対策区分の判定		
1	西堀氷川トンネル	R2	II	予防保全段階	II b	監視を必要	
2	中尾トンネル	R2	II	予防保全段階	II a	計画的に対策を必要	



ひび割れ 健全度 || 対策区分 || a\*\* (中尾トンネル)



遊離石灰 健全度 || 対策区分 || b (西堀氷川トンネル)

※中尾トンネルはひび割れ密度が高いことから、判定区分を1ランクアップしています。

#### 3 基本方針

トンネルの安全性・信頼性の確保や、ライフサイクルコストの縮減と予算の平準化を図ることを目的 として、定期点検の結果と修繕時期を分析し、予防保全型による持続可能で効率的な管理を計画します。 計画では、道路メンテナンスに係わる新たな動向を的確に捉え、新技術の活用を検討していきます。

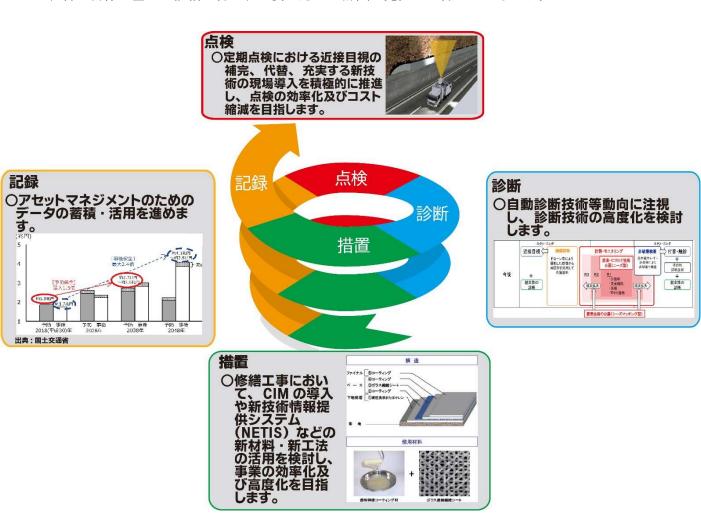
#### 3-1. 修繕の考え方

点検結果に基づき、効率的な維持及び修繕が図られるよう対応します。

- ・対策区分Ⅲの場合、次回点検までに措置を実施します。
- ・対策区分 II a の場合、ライフサイクルコストを縮減するために、計画に基づき予防保全対策を検討します。
- ・優先順位は、損傷程度や損傷位置からみる施設の健全度(事故や交通規制等の第三者被害)から総合的に判断します。

#### 3-2. 維持管理計画

5年毎の定期点検を基本とし、点検結果に応じた適切な修繕計画を策定します。点検・診断結果を踏まえ、管理目標に基づく修繕を行い、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。



No.	施設名	最新 判定年度	健全度の 評価	対策区分の 判定	R4	R5	R6	R7	備考
1	西堀氷川トンネル	R2	II	II b				•	
2	中尾トンネル	R2	II	II a		☆	0	•	

※点検・診断結果を踏まえ、管理目標に基づく修繕を行い、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

#### 【健全度の評価】

I:健全 II:予防保全段階 III:早期措置段階 IV:緊急措置段階

#### 【対策区分の判定】

I:利用者に対して影響が及ぶ可能性がないため、措置を必要としない状態

II b:将来的に、利用者に対して影響が及ぶ可能性があるため、監視を必要とする状態

II a:将来的に、利用者に対して影響が及ぶ可能性があるため、重点的な監視を行い、予防保全の観点

から計画的に対策を必要とする状態

III:早晩,利用者に対して影響が及ぶ可能性が高いため、早期に対策を講じる必要がある状態

IV:利用者に対して影響が及ぶ可能性が高いため、緊急に対策を講じる必要がある状態

#### 【点検修繕計画】

●:定期点検 ○:修繕工事 ☆:補修設計(含む詳細調査)